

令和 6 年度 第 13 回加東市農業委員会総会（3 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：－	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	①：村上雅信 ⑩：谷口武徳			
議事録署名委員	10：大畑眞司 11：藤原義弘			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 70 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	12 件
第 71 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	2 件
第 72 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 73 号議案	非農地証明願いの承認について	2 件
第 74 号議案	農地の現況転換等の確認について	1 件
第 75 号議案	農用地利用集積計画の決定について	16 件
第 76 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	8 件
第 77 号議案	青年等就農計画に関する意見について	1 件
第 78 号議案	加東市地域計画に関する意見について	3 件
第 79 号議案	加東市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則制定の件	1 件

5 報告

報告第 21 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	3 件
報告第 22 号	農地の貸借の合意解約通知について	9 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 13 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、8 番 下山農業委員さん、9 番 小林農業委員さん、7 番 松本推進委員さん、8 番 古丸推進委員さん、9 番 末廣推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしくお願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、10 番 大畑農業委員さん、11 番 藤原農業委員さんを指名しますので、よろしくお願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 70 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、以前から譲受人が借り受け耕作していましたが、この度、所有権を移転するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、以前から譲受人が借り受け栽培していましたが、この度、所有権を移転するため申請されました。譲受人はこれまでどおりハウス内で花苗の栽培を行い、ホームセンターや量販店への出荷を予定しています。農業経験も約 30 年あることから、栽培は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、以前から譲受人が借り受け耕作していましたが、この度、所有権を移転するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、本件は、令和 6 年 9 月 20 日の農業委員会総会において、譲受人が譲渡人から農地を借り受け、いちごハウスを建築するために現況転換の許可をしたものに関係する申請です。この度、譲受人が令和 7 年 2 月 18 日付で法人を設立したことから、当初からの計画どおり、法人による農業経営を展開するため譲受人が所有権の移転を申請され、農地法第 3 条の申請と農地所有適格法人の要件を審査する内容となります。農地所有適格法人とは、農地法に規定された要件を満たす法人であって、農業経営を行うために農地の所有権を取得できる法人を言います。要件は、主たる事業が農業であり、農業が売上高の過半を占めるものであること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農作業に常時従事する構成員であること等があり、事前に申請書類により要件を満たしていることを確認しています。譲受人は、当初からの計画どおり、いちごとラズベリーの作付けをされています。

	番号 6、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、認定農業者であり、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 7、譲渡人は、兼業により耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 8、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 9、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、兼業のため耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、申請地南側の農地と一体で耕作される予定です。必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 10、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、以前から譲受人が借り受け耕作していましたが、利用権設定期間満了に伴い、この度、所有権移転に切り替えるために申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 11、12 につきまして、内容が重複しているため一括して説明します。 貸出人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、借受人に対して利用権を設定していました。この度、借受人が令和 7 年 2 月 3 日付で法人を設立したことから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。本件は、農地法第 3 条の申請と農地所有適格法人の要件を審査する内容となります。農地所有適格法人の要件である、主たる事業が農業であり、農業が売上高の過半を占めるものであること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農作業に常時従事する構成員であること等は、事前に提出書類確認のうえ、満たしていることを確認しています。借受人は、水稻及び野菜の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 10 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上 12 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件について、該当する各担当地区の農業委員から譲受人または借受人の耕作状況について補足はありますか。
各委員	番号 2、10 は問題なく耕作されています。 番号 5、6 は問題なく耕作されています。 番号 7 は問題なく耕作されています。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>

議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 70 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 70 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 71 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、追認案件となります。申請地は、令和 6 年 9 月頃に***として転用されていました。当該地は、令和 5 年 2 月 7 日の総合見直しにより農振農用地から除外されましたが、申請人は、農振除外の通知を転用許可と取り違えたことにより工事着手に至ってしまったとのことです。本事案について、地区から連絡があったことで発覚し、至急、所有者に指導するとともに、対応について県と調整を行いました。県との調整の結果、当該地は農振除外地の第 2 種農地で、かつ周辺は山林等により農地の集団性がないこと及び周辺農地への影響も少ないことなどを勘案し、本来、申請をすれば転用許可されるようなものに判断されることから、追認による申請で対応することとなりました。なお、申請に当たり地区の同意は必要なため、地区説明会を実施のうえ同意は既に得ています。現在、加東市良好な環境の保全に関する条例の手続きも同時に進めており、担当課からは許可見込ありとの回答のほか、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっています。
	番号 2、申請人は現在、市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い住宅建築を予定されています。申請地は、土地区画整理地内であり、通勤、通学、買い物に便利な位置であるため、本申請地を選定されています。申請地は、農用地区域外の第 3 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっています。
	以上 2 件の転用申請につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の北約 250m の位置にあり、現場は***でありました。
	番号 2 は***の東約 50m の位置にあり、現場は保全管理地でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 71 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 71 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 72 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いし

事務局	ます。 番号 1、本件は、太陽光発電設備のための転用となります。譲受人の***は、広島県に本店を置き、全国 300 か所において太陽光発電事業を営む会社です。譲渡人は 2 人とも兼業で、農地の管理と仕事の両立が困難となってきたところ、譲受人から太陽光発電として活用することの提案を受け、申請することとなりました。申請地では、太陽光発電設備の設置に当たり、切土及び盛土等の工事は不要で実施しないことから、土砂への流出等の恐れはないほか、排水対策については、雨水は現状のまま、自然浸透となります。 申請地は、農用地区域外の第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 以上 1 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。 調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 は***の北東約 100m の位置にあり、現場は原野でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 72 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 72 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 73 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、周辺農地も含め約 30 年前に土地改良事業が施工されました。当時の経緯は不明ですが、本申請地では土地の形状は整地されておらず、水利、水張りをする畔も表土もない状態となっており、農地として利用できない状態が 20 年以上経過し、農振農用地区域からも除外されたため、非農地証明を申請されました。なお、土地改良区は受益地外となっています。 番号 2、申請地は、昭和 55 年頃から農業用倉庫であり、現在に至っています。この度、農地法第 3 条申請を行う際、申請地の地目が農地のままであることが判明し、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、非農地証明を申請されました。 申請地は、農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 以上 2 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。 調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 は***の南東約 150m の位置にあり、現場は原野でありました。

	番号 2 は***の南約 100m の位置にあり、現場は農業用倉庫でありました。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 73 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 73 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 74 号議案「農地の現況転換等の確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請人は、当該地を農地法第 3 条で取得し、耕作していましたが、水利条件が悪く、田としての利用が困難であることから、約 30 cm～40 cmの地上げを行い、畑として利用するため申請されました。雨水は、南側の既設水路へ放流するため、土砂流出の恐れはありません。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 は***の南約 240m の位置にあり、現場は田でありました。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 74 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 74 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 75 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 4 件、5 筆、5,696 m ² 、使用貸借権 12 件、32 筆、32,258 m ² に利用権が設定され、3 月 31 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 75 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 75 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 76 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 3 件、10 筆、18,994 m ² 、使用貸借権 5 件、13 筆、23,141 m ² に農地中間管理権が設定され、5 月 26 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。

各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 76 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 76 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 77 号議案「青年等就農計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	本件は、45 歳以下の新たに就農される方で年間農業所得 200 万円以上を目指す者が対象となります。申請者の現住所は***ですが、将来的に加東市に居住される予定です。就農地は***、農業経営開始日は令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。就農形態は、新たに農業経営を開始、将来の農業経営の構想は、山田錦及び食用米を経営の柱として、規模拡大及び栽培技術の向上等によって地域のモデル農家並みの経営を目指します。目標となる 5 年後の年間農業所得は 4,143 千円、年間労働時間は 1,800 時間を目指します。5 年後の作付面積は、山田錦 9.4ha、きぬむすめ 0.7ha、経営面積合計 10.1ha を目指すほか、作業受託として、水稻の田植え、草刈り、稲刈り、農薬散布を予定しています。事業に必要な倉庫、コンバイン、トラクター、田植え機はリースにより取得するほか、ロータリー、ハロー、ドローン、色選別機は、青年等就農資金を活用して、5 年間で取得する予定です。経営管理に関する目標として、作付面積の拡大及び農業用ドローン等の活用拡大を目指し、農業従事者の態様等に関する目標については、月 8 日程度休日を取得します。農業経営の構成は、申請者本人と臨時雇用 3 名を予定しています。参考として、申請者の技術・知識の習得状況は、就農地で農業経営をされている認定農業者のもとで 3 年間学ばれています。収支計画は、5 年後の年間農業所得 4,143 千円を計画しているため、加東市の認定基準を達成する見込みです。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
委員	取得予定の機械の減価償却期間は何年間なのか。
農政課	7 年間となります。
委員	収支計画に記載されている減価償却費のうち、1 年目の金額が 2 年目以降の金額より低いのはなぜか。
農政課	1 年目の年度途中の取得予定のため、月割りにより低くなっています。
議長	他に意見などがありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 77 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 77 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 78 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。

農政課	新規の策定として、上田地区、上滝野地区、貞守地区の地域計画について説明します。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明します。 上田地区は、1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、45 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 上滝野地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農会長等と調整を図りながら、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、4 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 貞守地区は、10 経営体を中心に集積・集約を進め、農会長等と調整を図りながら、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、11 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 説明は以上です。
議長 委員	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。 地域計画策定の進捗率はどの程度か。
農政課	策定の進捗率は 7 割弱です。未策定は 20 地区で、完成次第、意見照会をさせていただきます。
議長	他に意見などありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 78 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 78 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 79 号議案「加東市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について事務局より説明をお願いします。
事務局	本件は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。改正内容は、本規則第 7 条に定める被推薦者及び応募者が提出する様式第 4 号の個人情報利用同意書中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。法律の改正により、これまでの懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い改めるものとなります。拘禁刑とは、従来の刑罰である懲役と禁錮を一本化した刑罰となります。一本化とした背景には、懲役と禁錮は執行の面で実質的に変わらない点などからとされており、施行期日については、法改正が施行される令和 7 年 6 月 1 日と同日となります。なお、関係例規の「加東市農業委員会農業委員選任に関する規則」については、市長部局の例規となるため、市長部局により改正し、本年 3 月中に公布される予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 79 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 79 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 21 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、一般住宅に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、2 月 18 日付けで受理通知書を交付しました。
	番号 2、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、3 月 5 日付けで受理通知書を交付しました。
	番号 3、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、3 月 5 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 22 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権設定 1 件、使用貸借権設定 7 件、戦前の権利不明小作 1 件の合計 9 件の合意解約通知書を受理しました。番号 1 は、利用権期日変更のため一度解約し、再度設定します。番号 2 は、解約後、売却し、転用されます。番号 3、5、7 は、解約後、別の方が耕作されます。番号 4 は、解約後、自作されます。番号 6、8、9 は、解約後、所有権移転されます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・農地貸付等希望申出の情報提供（3 件） ・令和 7 年度農業委員会総会開催日程の決定について ・農地法第 3 条の規定による許可申請書に係る同意書の様式について（説明内容は以下のとおり） ・農地法第 3 条に係る申請者の耕作状況の確認依頼について 令和 6 年度第 12 回加東市農業委員会総会（2 月定例会）で、農地法第 3 条の許可申請の際に、申請者が新たに添付する書類として、同意書の提出について説明をさせていただきました。この同意書の提出について、意見はありませんでしたので、他市町の同意書を参考にし、同意書の案を作成しました。農地法第 3 条の許可申請は、農地の権利移動のため農地は農地のまま地域に残り、新たな権利取得者によって耕作されることとなります。本同意書をもって、申請者は、事前に地域と調整を図り、適正な農地の管理を求めていきたいと考えています。なお、同意書の提出は、全ての申請者を対象とし、申請する土地の農会長、水利代表者からの同意を求めるものとなります。

	す。申請者には負担を課すかたちとなりますが、地域にとっても必要なことであるため、ご理解いただき、提出を求めていると考えております。なお、本同意書の提出の開始時期については、本総会にて特に意見がなければ明日から履行したいと考えております。ご意見などがあればよろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。
議長	説明が終わりましたが、何か質問や意見などはありませんか。
各委員	<質問・意見なし>
議長	以上で、令和6年度第13回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長 小西 輝明

議事録署名委員 大畑 眞司

議事録署名委員 藤原 義弘
